

総務部長 決裁		役務等支出負担行為要求書								調達要求 番号		管舎役 10		科 項 目 目 目 細分		防衛力基盤強化推進費 営舎費 営舎維持費(雑役務費)						
要 求 欄										年 月 日		調 達 欄										
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元				室 長		補 佐		係 長		係						
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		課 長 等	補 佐	供 用 官	係													
行 為 名 称			算 出 内 訳			時 期、 場 所、 人 員、 そ の 他									契 約 方 式		一 般 指 随 意		根 拠 法 令		会計法第29の3 第 項 予決令第 条 第 項 第 号	
空調設備等監視装置保守点検			一式			仕様書のとおり									選 定 業 者		契 約 条 件					
															予 定 価 格		総 額		算 出 の 基 礎			
総 額												調達説明 日 時		年 月 日 時 分								
備考											入札日時		年 月 日 時 分									
		課室名		管理施設課		要求者氏名		西村 拓也		電話番号		2073										

仕 様 書

	調達要求番号	管舎役 10
品 名	数 量	備 考
空調設備等監視装置保守点検	一 式	

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は、空調設備等監視装置保守点検（以下「本業務」という。）について適用する。

2 業務に関する要求

(1) 業務の条件

ア 実施場所 防衛大学校内（別図 1 参照）

イ 実施期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

(2) 業務対象器材（アズビル Savic-netFX2）

(3) 業務内容及び点検時期

ア 下表に示す機器の保守点検を実施する。

イ 本装置に不具合が生じた場合には、速やかに点検調整を行い、正常な作動の維持に当たるものとする。

ウ 作業に必要な消耗品は受託者の負担とし、部品交換の必要が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

エ 定期点検については以下のとおりとする。細部作業内容は別紙第 4-1 のとおり
 下表に示す点検回数 2 回／年及び 1 回／年の項目について現地点検とし、実施時期は 2 回／年は 6 月・12 月、1 回／年は 12 月とする。

下表に示す点検回数 12 回／年の項目については遠隔監視して実施する。

表

a Savic-netFX2（ボイラー室・受電所）

構成品名称	点 検 項 目	点検回数（ / 年）
システムマネジメント サーバー（2 台）	1) 外観点検	2
	2) インジケータ表示確認	2
	3) システム情報・設定情報の確認	2
	4) 給電状態の確認	2
	5) 各部のクリーンアップ	1
	6) ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認	2
	7) システム情報・設定情報の確認	12
	8) データファイルのバックアップ作成	12
	9) システム各種ログの保存	12
	10) Ethernet通信状態の確認	12
	11) 内部温度状態の確認	12
	12) ディスク状態の確認	12
	13) 電源・バッテリー状態の確認	12
データストレージサー バー（2 台）	1) 外観点検	2
	2) インジケータ表示確認	2
	3) システム情報・設定情報の確認	2
	4) 給電状態の確認	2
	5) 各部のクリーンアップ	1

構成品名称	点 検 項 目	点検回数 (/年)
データストレージサーバー (2台)	6) ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認	2
	7) システム情報・設定情報の確認	12
	8) データファイルのバックアップ作成	12
	9) システム各種ログの保存	12
	10) Ethernet通信状態の確認	12
	11) 内部温度状態の確認	12
	12) ディスク状態の確認	12
	13) 電源・バッテリー状態の確認	12
システムコアサーバー (5台)	1) 外観点検	2
	2) インジケータ表示確認	2
	3) システム情報・設定情報の確認	2
	4) 給電状態の確認	2
	5) 各部のクリーンアップ	1
	6) ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認	2
	7) システム情報・設定情報の確認	12
	8) データファイルのバックアップ作成	12
	9) システム各種ログの保存	12
	10) Ethernet通信状態の確認	12
	11) NC-bus通信状態の確認	12
	12) 内部温度状態の確認	12
	13) 電源・バッテリー状態の確認	12

b ビルディングマネジメントシステム (ボイラー室)

構成品名称	点 検 項 目	点検回数 (/年)
ビルディングマネジメントシステム本体 (1台)	1) システム情報・設定情報の確認	2
	2) 外観点検	2
	3) インジケータ表示確認	2
	4) データファイルのバックアップ作成	2
	5) 外部、内部のクリーンアップ	2
	6) ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認	2
	7) 自動シャットダウン機能の確認	2
	8) ハードディスクドライブ/DVDドライブの機能確認	2
	9) DVDドライブのヘッドクリーニング	2
	10) 冷却ファンの動作確認	2
キーボード /マウス (1式)	1) 動作点検	2
	2) 各部のクリーンアップ	1
LCD (1台)	1) 表示状態の確認	2
	2) 外観のクリーンアップ	1

c カラーレーザープリンタ (ボイラー室・受電所)

構成品名称	点 検 項 目	点検回数 (/年)
プリンタ (2台)	1) 外観点検	2
	2) テスト印字による印字品質確認	2
	3) 操作パネルの機能確認	2
	4) 内部の異物・埃・汚れの除去	2
	5) ケーブル・コネクタ類の装着状態確認	1
	6) ネジ・ワッシャー・ナットの締付確認	1

d 無停電電源装置（ボイラー室・受電所）

構成品名称	点 検 項 目	点検回数（ /年）
無停電電源装置（2台）	1) 外観点検	2
	2) 表示灯の点灯状態確認	2
	3) 設置環境の確認	2
	4) ファンの動作確認及び交換	2
	5) 電圧及び電流の測定	
	①無負荷時の入出力電圧	2
	②実負荷時出力電圧・電流	2
	6) 単体動作確認	
	①始動・停止	2
	②停電・復電	2
	③インバーター事故切換	2
	④バイパス手動切換	2
	7) 実負荷時の動作確認	2
	8) バッテリーの電圧測定	1

e 冷温水切換制御盤（ボイラー室2F）

構成品名称	点 検 項 目	点検回数（ /年）
冷温水切換制御盤	1) 外観点検	2
	2) 表示灯の点灯状態確認	2
	3) 設置環境の確認	2

f 熱源制御盤（ボイラー室2F）

構成品名称	点 検 項 目	点検回数（ /年）
熱源制御盤保守点検	1) 外観点検	2
	2) 表示灯の点灯状態確認	2
	3) 設置環境の確認	2

g 量水器（設置場所：別紙第1及び別図1参照） 校内106箇所

構成品名称	点 検 項 目	点検回数（ /年）
量水器	1) 給水量積算等表示誤差修正	1

※委託者が量水器から得られる給水量のデータを課金に使用する場合、受託者の提示する内容に基づき点検を実施するものとする。当該点検を実施したにも関わらず誤ったデータに基づき委託者が誤課金をした場合には、受託者は年間委託料額を上限として賠償するものとする。

h 電力監視（作業内容・点検場所は別紙第4－2、別図2参照）校内41箇所

構成品名称	点 検 項 目	点検回数（ /年）
電力監視	1) 監視機能の確認及び電力量監視値修正	別紙第4－1参照

※1 監視用Pは非常要請のみです。

※2 システムコアサーバー（5台）の標準交換周期超過及び故障時の交換・修繕は受託者が準備するものとする。

3 負担区分

本業務に必要な光熱水料等については、官側支給とする。

4 受託者の責任

- (1) 本業務を円滑に実施するために、受託者は管理責任者（従事者が2名以上の場合のみ、作業に支障のない限りにおいて従事者との兼務を妨げない。）を置くこと。

管理責任者の任務等は別紙第2「管理責任者の任務」のとおりとする。

- (2) 管理責任者は、委託内容について確認し、改善事項があれば適切な処置（指導）を講じ、業務の停滞を招かないようにすること。

- (3) 受託者は、契約後直ちに別紙第3「令和7年度従事予定者名簿」を契約担当官等へ提出するものとし、従事予定者に変更がある場合についても同様とする。

- (4) 受託者は、契約締結後速やかに業務実施予定日程表（様式適宜）に契約担当官等へ提出すること。

なお、作業日程等を変更する必要がある場合には、契約担当官等と協議のうえ、日程等の変更ができるものとする。

- (5) 定期点検終了後速やかに作業報告書を2部作成し、契約担当官等へ提出するものとする。

また、点検の結果不具合が判明した場合は、直ちに契約担当官等へ報告するものとする。

- (6) 受託者は、必要に応じて機器のプログラムについてバージョンアップを実施すること。

5 報告事項

受託者は業務完了後、請求書提出とともに「役務完了届（3部）」を作成し、検査官等へ提出するものとする。

6 守秘義務の遵守

受託者、管理責任者及び従事者は、業務上知り得た業務内容に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、契約終了後及び契約解除後も同様とする。

7 監督・検査

検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領により実施するものとする。

8 その他

- (1) 受託者は契約締結後、本業務を支障なく実施するための現状の施設及び機器等の確認を行い、従事者がこれに基づいて円滑に作業をできるよう適切な教育・訓練を実施すること。

また、従事者の校内への立ち入り、車両の乗り入れ等諸手続きは官側規則に基づいて行うこと。

- (2) 管理責任者及び従事者は、本業務を円滑に実施するために、受託者の負担により名札（写真入り）を着用するとともに、受託者が発行する身分証明書を常時携帯するものとする。

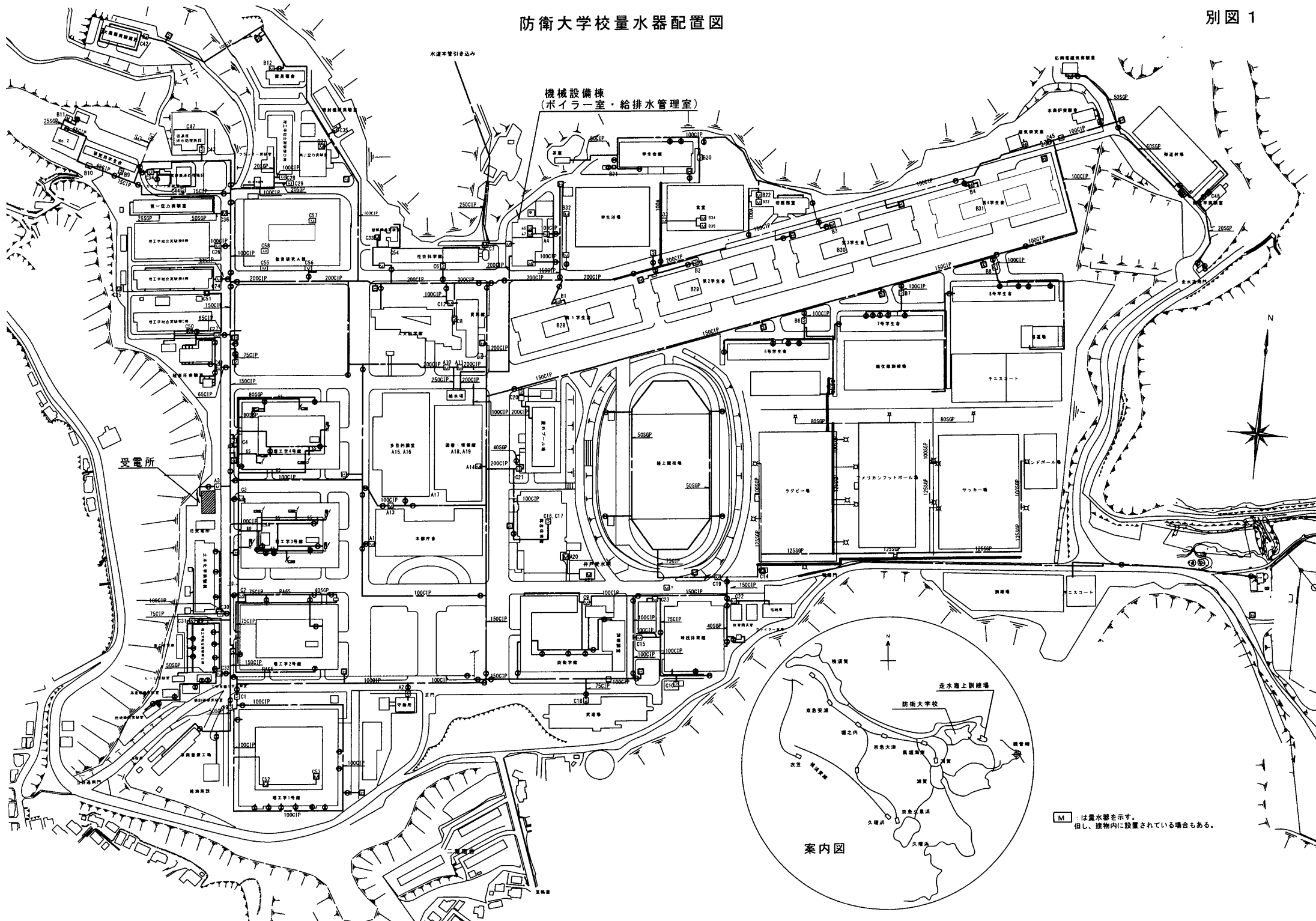
- (3) 受託者、管理責任者及び従事者は、業務に関する仕様書及び官側が提供する資料等の関係資料を官側の許可なしに履行場所以外に持ち出し、または複写・複製してはならない。

- (4) 受託者、管理責任者及び従事者は、本業務の実施に影響を与えると思われる事故・事件・災害等の緊急事態が発生した場合は、官側との連携を密にし、状況に応じた適切な対応をとるものとする。

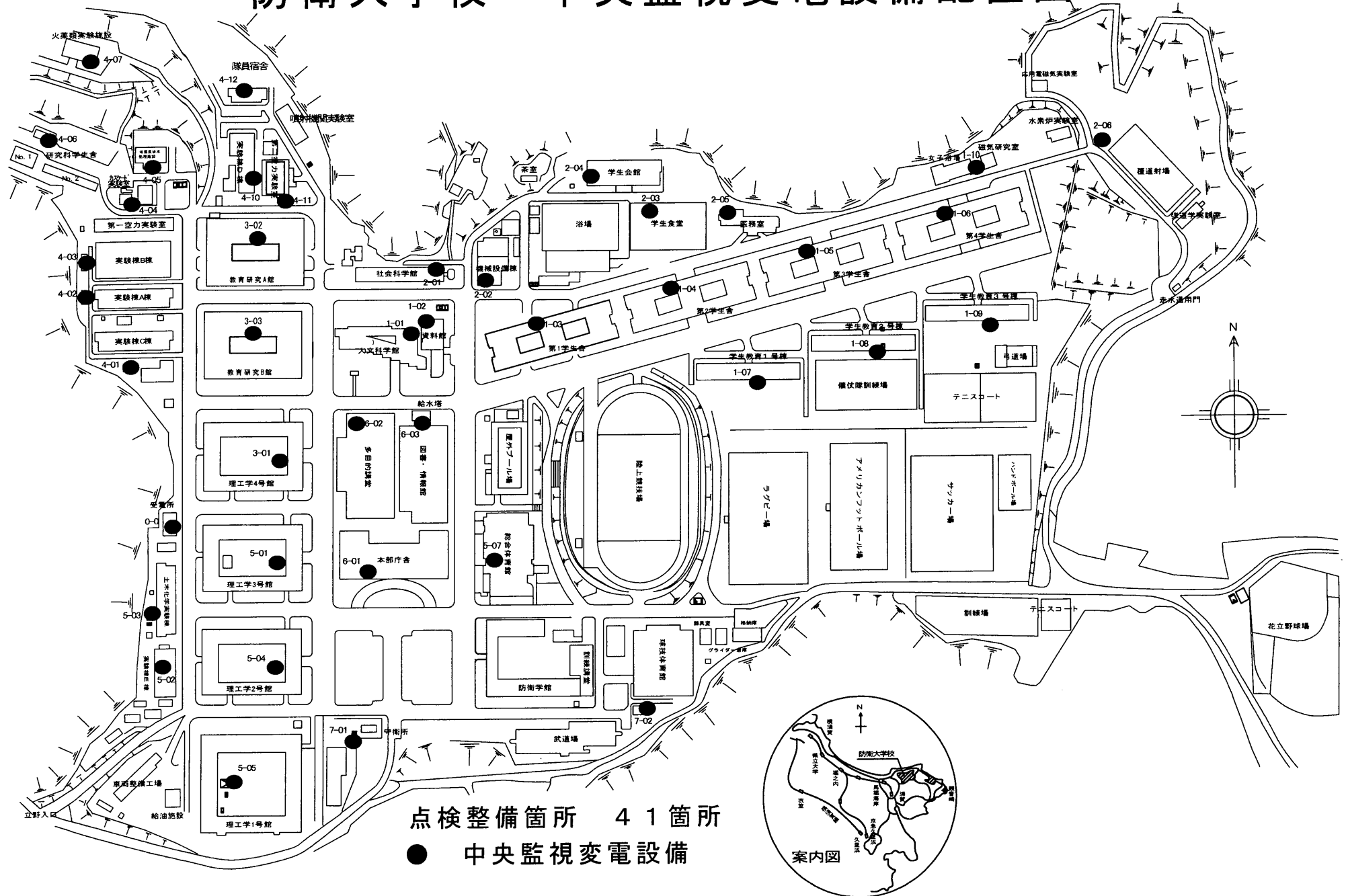
- (5) 受託者は、管理責任者及び従事者の労務災害及び労務管理に関する全ての事項の責任を負うものとする。

- (6) 既存施設等の保護には十分注意すること。万一破損又は汚損させた場合は、受託者の費用負担において速やかに補修等を行い、原状回復すること。

- (7) 本仕様書に記載のない事項等及び疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議のうえ決定するものとする。



防衛大学校 中央監視変電設備配置図



量水器給水量積算等表示誤差修正箇所（校内 106 箇所）

	記号	中央監視管理点名称		記号	中央監視管理点名称		記号	中央監視管理点名称		記号	中央監視管理点名称
1	A1	本部庁舎 量水器	35	B22	旧医務室 量水器	69	C28	総合実験棟D棟 量水器	103	C65	教育研究B棟 量水器
2	A2	正門守衛所 量水器	36	B23	旧医務室 C T	70	C29	総合実験棟D棟CT用 量水器	104	D1	本館B1F理髪 量水器
3	A3	受電所 量水器	37	B28	第1学生舎機械室 量水器	71	C30	土木化学実験棟 量水器	105	D2	本館B1F厨房 量水器
4	A4	ボイラー室 量水器	38	B29	第2学生舎機械室 量水器	72	C31	総合実験棟E棟 量水器	106	D3	本館B1F(自販機コーナー)
5	A5	設備棟 量水器	39	B30	第3学生舎機械室 量水器	73	C32	高速破壊実験他 量水器			
6	A6	機械設備棟 C T	40	B31	第4学生舎機械室 量水器	74	C33	建築構造実験 量水器			
7	A7	機械設備棟 C T(機械補給水系統)	41	B32	学生浴場 量水器	75	C34	カスケード実験室 量水器			
8	A9	車両整備工場 量水器	42	B33	食堂 量水器	76	C35	噴射機関実験室 量水器			
9	A10	給水塔(理工学)量水器	43	B34	学生食堂 C T 1	77	C36	第1空力実験室			
10	A11	給水塔(学生舎)量水器	44	B35	学生食堂 C T 2	78	C37	第2空力実験室			
11	A12	学生舎(1～5系統)	45	B36	女子浴場	79	C41	特高実験工場 量水器			
12	A13	講堂 量水器	46	C1	理工学1号館 量水器	80	C42	火薬類実験施設 量水器			
13	A14	図書・情報館 量水器	47	C2	理工学2号館 量水器	81	C43	低濃度排水処理室 量水器			
14	A15	北側加温 量水器	48	C3	理工学3号館 量水器	82	C44	実験廃液処理場 量水器			
15	A16	南側加温 量水器	49	C6	社会科学館 量水器	83	C45	覆道射場他 量水器			
16	A17	中庭用 量水器	50	C7	社会科学館 C T	84	C46	低濃度排水処理室 量水器 (リモートメーター)			
17	A18	水処理装置用 量水器	51	C8	人文科学館 量水器	85	C47	低濃度排水処理室 量水器 (実験排水量)			
18	A19	中水受水槽用 量水器	52	C9	防衛学館 量水器	86	C48	弾道学実験室 量水器			
19	A20	機械設備棟井戸送水	53	C10	防衛学空調機械 量水器	87	C49	機械実習工場			
20	A21	機械設備棟井戸揚水	54	C12	資料館(北側)量水器	88	C50	総合実験棟C棟 C T 1			
21	B1	第1学生舎 量水器	55	C14	グラウンド散水	89	C51	総合実験棟C棟 C T 2			
22	B2	第2学生舎 量水器	56	C15	球技体育館 量水器	90	C52	理工学1号館 C T 1			
23	B3	第3学生舎 量水器	57	C16	総合体育館 量水器	91	C53	理工学1号館 C T 2			
24	B4	第4学生舎 量水器	58	C17	総合体育館(温水プール)量水器	92	C54	建築構造実験室 C T			
25	B6	学生教育1号棟 量水器	59	C18	武道場 量水器	93	C55	教育研究A棟 実験排水			
26	B7	学生教育2号棟 量水器	60	C19	グラウンド散水用 量水器	94	C56	教育研究A棟 量水器			
27	B8	学生教育3号棟 量水器	61	C20	屋外プール 量水器	95	C57	教育研究A棟 中庭量水器			
28	B9	研究科学生1号舎 量水器	62	C21	屋外プール更衣室 量水器	96	C58	教育研究A棟 C T			
29	B10	研究科学生2号舎 量水器	63	C22	体育器具庫他 量水器	97	C59	教育研究B棟 実験排水1			
30	B11	研究科学生舎機械室 量水器	64	C23	トレーニング場 量水器	98	C60	教育研究B棟 実験排水2			
31	B12	隊員宿舎 量水器	65	C24	総合実験棟A棟 量水器	99	C61	教育研究B棟 実験排水3			
32	B19	校友会部屋(実験棟D棟南側)	66	C25	総合実験棟A棟 C T	100	C62	教育研究B棟 実験排水4			
33	B20	学生会館 量水器	67	C26	総合実験棟B棟 量水器	101	C63	教育研究B棟 中庭量水器			
34	B21	学生会館(C T用)量水器	68	C27	総合実験棟C棟 量水器	102	C64	教育研究B棟 C T			

管理責任者の任務

1 配置目的

空調設備等監視装置保守点検を円滑に実施するために管理責任者を置く。

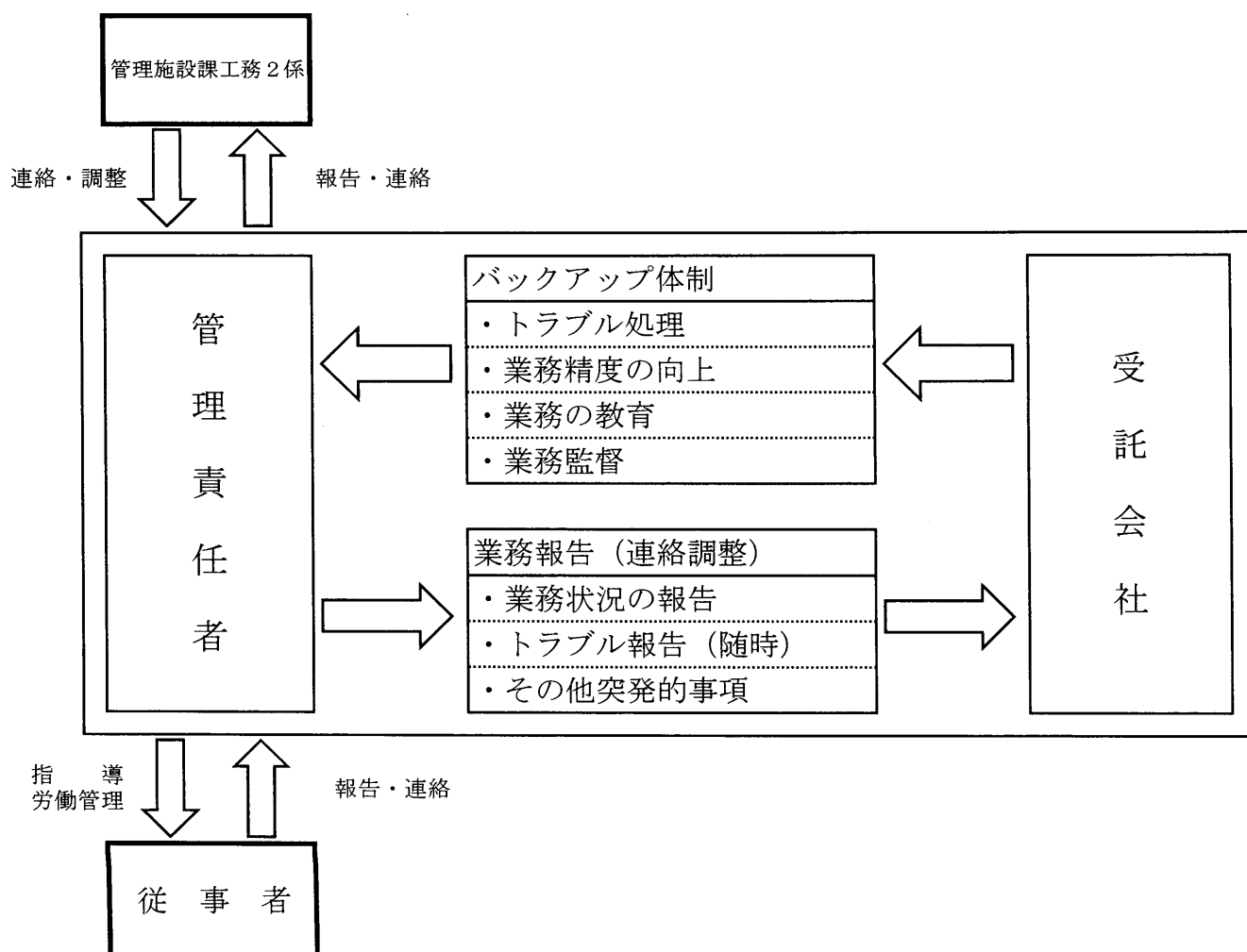
2 任務

- (1) 従事者の出退勤管理を含む労働時間等の管理及び業務遂行に関する指示等
- (2) 官側との本業務に係る交渉等
- (3) 業務日誌及び業務委託実施記録表の提出

3 管理責任者の要件

- (1) 作業全般を統括管理する能力を有し、従事者を監督指導できること。
- (2) 官側と速やかに連絡調整できる態勢をとれること。
- (3) 管理責任者の休暇等に対応したシフトの管理ができること。
- (4) 従事者2名以上に限り、上記責任が遂行できることを条件として、従事者との兼任を妨げない（従事者1名の場合は管理責任者との兼任はできない。）。

4 管理連絡体制



令和 年 月 日 提出

令和7年度従事予定者名簿

会社等所在地：
会社等名：
代表者名：
担当者名：

件 名：空調設備等監視装置保守点検
従事場所：防衛大学校校内

No.	氏名	性別	年齢	備考（参考：資格の有無・経験年数）
1				管理責任者
2				管理責任者代理
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

注：従事予定者について変更がある場合は、その都度修正・提出する。なお、従事者の変更に関しては、備考欄に記述する。（例：「防大太郎」から変更）

電力監視点検（作業）内容

点検設備要領

1 中央監視装置

ア) 構造点検

①MCU分電ユニット（PDU）

点検整備要領	実施月	作業条件
I 受電インジケータ（ネオン管表示）確認	6月・12月	B
II 電源電圧の測定・調整	6月	A
III 電源・接地端子の締付確認	6月	A

②MCU（メインコントロールユニット）

点検整備要領	実施月	作業条件
I インジケータ（LED表示）確認	6月・12月	B
II パワースイッチ（システム起動/停止スイッチ）動作確認	6月	A
III ケーブル・コネクタ類の装着状態確認	6月・12月	B
IV MOD（光磁気ディスクドライブ）の機能確認	6月・12月	B
V HDD（ハードディスクドライブ）の機能確認	6月・12月	B
VI FDD（フロッピーディスクドライブ）の機能確認	6月・12月	B
VII 自己診断プログラムによる診断	6月・12月	B
VIII チェックプログラムによる診断	6月・12月	B
IX 各部の清掃	6月	A

③KB/MS/タッチスクリーン

点検整備要領	実施月	作業条件
I 動作点検	6月・12月	B
II 各部の清掃	6月	A

④CRT（ディスプレイ）

点検整備要領	実施月	作業条件
I 電源スイッチによる消磁	6月・12月	B
II 設定要素のロック（保護）確認	6月・12月	B
III コントラスト・ブライトの調整	6月・12月	B
IV 各部の清掃	6月	A

⑤U I C（設備統合コントローラ）

点検整備要領	実施月	作業条件
I データファイルバックアップ作成	6月・12月	B
II インジケータ（LED表示）確認	6月・12月	B
III ケーブル・コネクタ類の装着状態確認	6月・12月	B
IV 各部の清掃	6月	A

⑥システム機能

点検整備要領	実施月	作業条件
I 監視機能の確認及び電力量監視読値修正	6月・12月	B
II データ処理機能の確認	6月・12月	B
III データファイルバックアップ作成	6月・12月	B
IV システム構成機能管理機能の確認	6月・12月	B
V 時刻確認	6月・12月	B
VI プログラム機能の確認	6月	A

⑦プリンタ

点検整備要領	実施月	作業条件
I 外観点検	6月・12月	B
II テスト印字による印字品質確認	6月・12月	B
III 操作パネルの機能確認	6月・12月	B
IV 内部の異物、ほこり、汚れの除去	6月・12月	B
V ケーブル・コネクタ類の装着状態確認	6月	A
VI ネジ・ワッシャー・ナットの締付確認	6月	A
VII サーマルヘッドクリーンアップ	6月・12月	B
VIII プラテンローラー・ピンチローラの清掃	6月・12月	B
IX 電源コードの外観点検	6月・12月	B
X 自己印画試験	6月・12月	B
XI LED表示の機能確認	6月・12月	B

⑧無停電電源装置

点検整備要領	実施月	作業条件
I 外観点検	6月・12月	B
II 表示灯の点検状態確認	6月・12月	B
III 装着環境の確認	6月・12月	B
IV ファンの交換及び動作確認	6月・12月	B
V 電圧及び電流の測定	6月・12月	B
VI 単体動作確認	6月・12月	B
VII 実負荷時の動作確認	6月・12月	B
VIII バッテリーの交換及び電圧測	6月	A

※作業条件

A：システムを停止して実施する点検整備

B：システムを停止しないで実施する点検整備

幹線別	番号	点 検 場 所
	0-0	受電所 (屋内 密閉形)
1号幹線	1-01	人文科学館 (屋内 密閉形)
	1-02	資料館 (屋内 密閉形)
	1-03	第1学生舎 (屋内 密閉形)
	1-04	第2学生舎 (屋内 密閉形)
	1-05	第3学生舎 (屋内 密閉形)
	1-06	第4学生舎 (屋内 密閉形)
	1-07	学生教育1号棟 (屋内 開放形)
	1-08	学生教育2号棟 (屋内 開放形)
	1-09	学生教育3号棟 (屋内 開放形)
	1-10	女子浴場 (屋外 密閉形)
2号幹線	2-01	社会科学館 (屋内 密閉形)
	2-02	機械設備棟 (屋内 密閉形)
	2-03	学生食堂 (屋内 密閉形)
	2-04	学生会館 (屋内 密閉形)
	2-05	医務室 (屋内 密閉形)
	2-06	覆道射場 (屋外 密閉形)
3号幹線	3-01	理工学4号館 (屋内 開放形)
	3-02	教育研究A館 (屋内 密閉形)
	3-03	教育研究B館 (屋内 密閉形)
4号幹線	4-01	実験棟C棟 (屋内 密閉形)
	4-02	実験棟A棟 (屋内 開放形)
	4-03	実験棟B棟 (屋内 開放形)
	4-04	カスケード実験施設 (屋内 開放形)
	4-05	低濃度排水処理施設 (屋内 密閉形)
	4-06	研究科学生舎 (屋内 密閉形)
	4-07	火薬類実験施設 (屋内 開放形)
	4-10	実験棟D棟 (屋内 密閉形)
	4-11	第2空力実験室 (屋外 密閉形)
	4-12	隊員宿舎 (屋内 密閉形)
5号幹線	5-01	理工学3号館 (屋内 開放形)
	5-02	実験棟E棟 (屋内 密閉形)
	5-03	土木化学実験棟 (屋内 開放形)
	5-04	理工学2号館 (屋内 開放形)
	5-05	理工学1号館(124/134号室電気室)含む (屋外 開放形)
	5-07	総合体育館(高圧分岐盤含む) (屋内 密閉形)
6号幹線	6-01	本部庁舎 (屋内 密閉形)
	6-02	多目的講堂 (屋内 密閉形)
	6-03	図書情報館 (屋内 密閉形)
7号幹線	7-01	守衛所・消防所 (屋外 密閉形)
	7-02	防衛学館 (屋内 密閉形)
点検整備箇所数		41箇所

番号については他役務との整合性をとるため抜きの番号がある